

TOKYO パパ育業促進企業登録制度 登録マーク取扱要領

令和4年7月20日付4産労雇第666号

改正令和8年2月2日付7産労雇第3170号

(目的)

第1条 この要領は、TOKYO パパ育業促進企業登録制度による TOKYO パパ育業促進企業登録制度登録企業（登録された組織単位（企業及び事業所単位）。以下、「登録企業」という。）の TOKYO パパ育業促進企業登録マーク（公有財産台帳 09-22000025（著作権）に係る著作物。以下「マーク」という。）の利用について、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(マークの定義)

第2条 マークとは、TOKYO パパ育業促進企業登録制度 登録マークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定める、ゴールド、シルバー、ブロンズの各デザインをいう。

(利用対象者及び利用対象マーク)

第3条 利用対象者は登録企業とし、登録企業は登録を受けた区分（ゴールド・シルバー・ブロンズ）に対応するデザインに限り利用できる。

(利用目的)

第4条 利用目的は、登録企業であることの周知に限る。

(利用方法)

第5条 利用方法は、登録企業が自ら発行又は制作し、管理も併せて行う各種媒体（パンフレット（会社案内や採用活動を目的としたもの）、チラシ、ポスター、名刺、レターヘッド及び自社のウェブサイト）への掲載とし、かつ、無償で配布、掲示又は公開するものに限る。

2 前項によらない利用方法は、第14条により東京都公有財産規則及び東京都著作権取扱要綱により財務局財産運用部長に協議の上、許諾する。

3 登録企業が行う、登録された組織単位（企業及び事業所単位）の事業活動での利用に限る。

(利用許諾期間)

第6条 利用許諾期間は、承認の日から、TOKYO パパ育業促進企業登録制度実施要綱（令和4年7月5日付4産労雇第665号）（以下「登録制度実施要綱」という。）第6条により定める登録期間の満了日までとする。

(利用許諾手続)

第7条 登録企業のうち、マークを利用しようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、登録制度実施要綱第4条第4項により、マーク利用許諾申請書（別記様式第1号）を知

事に提出し、承認を得なければならない。

- 1 知事は、マーク利用許諾申請書の提出があった場合、内容を確認した上で、利用を許諾するときはマーク利用許諾承認書（別記様式第2号）を、利用を許諾しないときはマーク利用不許諾通知書（別記様式第3号）を申請者に交付する。
- 2 前号の規定による許諾に当たっては、知事は必要な条件を付することができる。
- 3 前号の条件に不服のある申請者は、マーク利用許諾通知書を受領した日から1週間以内に、マーク利用申請取下書（別記様式第4号）を知事に提出することにより、マークの利用許諾申請を取り下げることができる。

（権利関係）

第8条 マークの著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）は東京都に帰属し、本要領の取扱いによっては何ら移転しない。

（著作権使用料）

第9条 本要領による利用許諾については、著作権使用料を無償とする。これ以外の許諾については、東京都著作権取扱要綱の定めによるものとする。

（利用の不許諾及び利用許諾の取消し）

第10条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、マークの利用を許諾しないものとし、許諾後に該当することが判明した場合は、許諾を取り消すものとする。

- ア 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- イ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- ウ デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- エ 都及び登録制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- オ 登録企業が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用するとき
- カ 第三者の利益を害すると認められるとき。
- キ 都の著作権行使を阻害して利用するとき。
- ク TOKYO パパ育業促進企業登録が取り消されたとき。
- ケ 利用目的、利用方法が、第4条及び第5条に適合しないとき。
- コ 許諾のない利用方法による利用が見受けられたとき。
- サ 第三者への利用許諾を含む場合や、第三者がマークを利用する恐れがある場合等、東京都が有する著作権の侵害に当たると判断できるとき。
- シ その他東京都が不適當と認めるとき。

2 前項により利用許諾を取り消す場合は、次のとおり処理する。

- (1) 利用許諾の取り消しは、マーク利用許諾取消通知書（別記様式第5号）により通知する。
- (2) 当該通知を受けた者は、第6条の利用許諾期間に関わらずマークの利用を直ちに中止するとともに、マークが付された物品が流通しないための措置を講じなければならない。

(3) 知事は、利用許諾の取消しによりマークの利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(承認内容の追加・削除)

第 11 条 マークの利用者が利用を許諾された内容から利用方法、利用数量、利用期間等を追加・削除しようとするときは、改めて希望する全ての利用方法等についてマーク利用許諾申請書（別記様式第 1 号）を、知事に提出しなくてはならない。

2 前項の申請書の提出があったとき、知事は第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により処理するとともに、知事はその時点で有効な利用許諾を前条第 2 項の規定により取り消すものとする。

(利用上の遵守事項)

第 12 条 マークの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (2) マークのサイズは指定しない。ただし、縦横比の変更はしてはならない。
- (3) マークを囲む、傾ける、変形する、他の図柄の上に配置するなど、デザインに変更を加えることはしてはならない。
- (4) 他のマークや文言の近傍に配置するなど、マークの独立性が阻害されるような利用はしてはならない。
- (5) マークを自己のものとして商標又は意匠に使用し、若しくは登録出願してはならない。

(利用の中止)

第 13 条 マークの利用者は、自己の都合によりマークの利用を中止しようとするときは、マーク利用中止届出書（別記様式第 6 号）を東京都に提出しなければならない。

(本要領の適用)

第 14 条 第 5 条から第 13 条まで（第 5 条第 2 項を除く。）の全てに適合する場合に、本要領を適用する。適合しない事項がある場合は、本要領及び「TOKYO パパ育児促進企業登録制度登録マークに係る包括処理方針」の適用外とし、東京都公有財産規則及び東京都著作権取扱要綱により処理する。

(免責)

第 15 条 マークの利用により生じるいかなる損害に対しても、知事は一切の責任を負わない。
2 マークの利用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、利用者は自らの責任において処理するものとし、東京都はそれに関する一切の責務を負わない。

(事務)

第 16 条 本要領に関する事務は、東京都労働相談情報センターが行う。

(その他)

第 17 条 本要領に定めのない事項については、知事が判断する。

附則（令和 4 年 7 月 20 日付 4 産労雇労第 666 号）

この要領は、令和 4 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 2 日、7 産労雇労第 3170 号）

改正後の要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。